

⑰ 指導者養成委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑰項の指導者養成委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、卓球競技の強化・普及と地域の技術レベル向上の指導者としての日本体育協会が定める「公認卓球指導者」の活動が充実し、その成果を一層高めるための支援・研究活動を行う。

(公認コーチ)

第3条 本委員会に関わる「公認卓球指導者」とは次の資格者をいう。

- 1) 指導員
- 2) 上級指導員
- 3) コーチ
- 4) 上級コーチ

(基本活動)

第4条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 公認卓球指導者の活動実態の調査・把握
- 2) 公認卓球指導者の養成とその管理
- 3) 公認卓球指導者の活動範囲の拡大策についての検討
- 4) 本会独自の公認卓球指導者制度の研究・立案
- 5) 指導者講習会の実施

(構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 20名以内

(委員選出)

第6条 副委員長および委員は、委員長が推薦した学識経験者若干名からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたって、委員には本会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。